

釧路湿原自然再生協議会設置要綱（案）

第1章 総 則

（名称）

第1条 この自然再生協議会は、釧路湿原自然再生協議会（以下「協議会」と称する）という。

（対象区域）

第2条 協議会で検討する自然再生の対象区域は、釧路湿原及びその流域とする。

第2章 目的及び協議会所掌事務

（目的）

第3条 釧路湿原の自然再生を推進するため、必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

（所掌事務）

第4条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 自然再生全体構想の作成
- (2) 自然再生事業の実施計画案の協議
- (3) 自然再生事業の実施に係る連絡調整
- (4) その他必要な事項

第3章 構 成

（構成）

第5条 協議会は、次に掲げる委員及びオブザーバーをもって構成する。

(1) 委員

- ①自然再生事業を実施しようとする者
- ②地域住民、N P O等、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地所有者等、その他①の者が実施しようとする自然再生事業又はこれに関連する自然再生に関する活動に参加しようとする者
- ③関係行政機関及び関係地方公共団体

(2) オブザーバー

協議事項との関わりが深く協議会に出席が必要とされる者

- 2 委員の任期は1年とする。
- 3 委員は募集によるものとし、再任は妨げない。

(委員資格の喪失)

第6条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡、失踪の宣言
- (3) 団体若しくは法人の解散
- (4) 解任

(辞任及び解任)

第7条 辞任しようとする者は、第12条に規定する運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。

- 2 協議会の運営に著しい支障をきたす場合、協議会の合意により委員を解任することができる。

第4章 会長及び会長代理

(会長及び会長代理)

第8条 協議会に会長及び会長代理を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長代理は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。

第5章 会議および小委員会

(協議会の会議)

第9条 協議会の会議は、会長が召集する。

- 2 協議会の会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。
- 4 協議会は必要に応じ、第10条に規定する小委員会での検討状況報告を求めることができる。

(小委員会)

- 第10条 協議会は、第14条に規定する運営細則の定めにより、小委員会を置くことができる。
- 2 協議会委員及びオブザーバーは小委員会に所属することができる
 - 3 小委員会の委員長は、小委員会構成委員の互選により選出する。
 - 4 小委員会は委員長の召集により開催される。
 - 5 小委員会は次の事項を協議する。
 - (1) 実施計画案の内容
 - (2) 実施計画に基づくモニタリング結果
 - (3) その他必要な事項
 - 6 委員長は、小委員会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合、小委員会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。
 - 7 小委員会は、協議概要を第9条に規定する協議会の会議に報告する。

(公 開)

- 第11条 協議会の会議及び小委員会は、希少種の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。
- 2 協議会の会議及び小委員会を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知を図る。
 - 3 協議会の会議及び小委員会の資料は、ホームページ等で公開する。
 - 4 協議会の会議及び小委員会の議事結果は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、ホームページ等で公開する。

第6章 運営事務局

(運営事務局)

- 第12条 協議会の会務を処理するために運営事務局を設ける。
- 2 運営事務局は釧路支庁、釧路土木現業所、釧路開発建設部、東北海道地区自然保護事務所で構成し、共同で運営する。

(運営事務局の所掌事務)

- 第13条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。
- (1) 第9条に規定する協議会の会議の議事に関する事項
 - (2) 第11条に規定する協議会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項

(3) その他協議会が付託する事項

第7章 補 則

(運営細則)

第14条 この要綱に規定することの他、協議会の運営に関して必要な事項は、
第9条に規定する協議会の会議の同意を経て、会長が別に規定する。

(要綱改正)

第15条 この要綱は、第5条に規定する協議会の委員の発議により、協議会の
会議に出席した委員の合意を得て、改正することができる。

附 則

この要綱は、平成15年11月15日から施行する。

釧路湿原自然再生協議会運営細則（案）

第1章 小委員会

（設置）

第1条 協議会に次の小委員会を設置する。

- ①湿原再生小委員会
- ②旧川復元小委員会
- ③土砂流入小委員会
- ④森林再生小委員会
- ⑤水循環小委員会
- ⑥再生普及小委員会

（検討事項）

第2条 各小委員会では、次の事項を検討する。

①湿原再生小委員会

湿原の再生（野生生物の生息環境修復を含む）に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等

②旧川復元小委員会

河川の再蛇行化に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等

③土砂流入小委員会

河川への土砂流入防止に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等

④森林再生小委員会

森林の再生（野生生物の生息環境修復を含む）に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等

⑤水循環小委員会

水質、地下水の動態把握・評価、湖沼の再生（野生生物の生息環境修復を含む）等に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等

⑥再生普及小委員会

釧路湿原の適正な保全と利用の推進並びに自然再生を活用した環境教育、市民参加、情報の発信及び提供等に関する事項等

（小委員会事務局）

第3条 小委員会の会務を処理するための事務局を設ける。

2 事務局は、協議会運営事務局が兼ねる。

(事務局の所掌事務)

第4条 事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 小委員会の会議の運営
- (2) 小委員会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他小委員会が付記する事項

第2章 協議会及び小委員会の運営

(協議会及び小委員会の傍聴)

第5条 協議会の会議及び小委員会は、傍聴ができる。

- 2 傍聴者は、原則として会議中に発言することはできない。
- 3 傍聴者の受け入れは、希望者全てが傍聴できることを基本とし、傍聴の申し込みを当日会場で受け付ける。

(協議会及び小委員会の記録)

第6条 運営事務局は、協議会の会議及び小委員会の議事要旨を、公開する前に原則として、会長又は委員長及び発言した委員の確認を得なければならない。

第3章 梯則

(細則改正)

第7条 この細則は、要綱第5条に規定する協議会の委員の発議により、協議会の会議の出席委員の同意を得たうえで、会長が改正することができる。

附 則

この細則は、平成15年11月15日から施行する。